

標 題：

海上公試に於ける救命艇及び救助艇の
「5ノット進水」試験について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 340

Date : 平成 11 年 11 月 30 日

関係船主、造船所 各位

拝啓、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、96 SOLAS 第 III 章 17.3 及び 33.2 規則（日本籍にあつては、安全設備規則 3 編 2.10.1-10 及び 2.11.1-3）には、総トン数 2 万トン以上の貨物船に搭載される救命艇、並びに、全ての船舶に搭載される救助艇は、船舶が静穏な水面を 5 ノットまで前方に行き足がついている場合に進水することができなければならない旨（5 ノット進水）が規定されています。

本会においては、救命艇及び救助艇がこの要件を満たしていることを確認するため、当該救命艇及び救助艇が船舶に搭載された後、船上試験の一部として、「5 ノット進水」試験を行うこととし、その試験の要領を添付の通り定めましたのでお知らせ致します。

敬具

添付 救命艇、救助艇に対する「5 ノット進水」試験の要領

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。

救命艇及び救助艇に対する「5 ノット進水」試験の要領

1. 適用

「5 ノット進水」試験は、1999 年 7 月 1 日以降に起工した SOLAS 適用船舶（日本籍船にあっては、安全設備規則 1.1.1-2 に規定される船舶以外の船舶）に搭載される次の救命艇及び救助艇に適用する。

- (1) 総トン数 2 万トン以上の貨物船に搭載されるつり索によって進水する救命艇（自由降下式救命艇を除く。）、及び
- (2) 全ての救助艇

2. 「5 ノット進水」試験

本試験は、当該救命艇又は救助艇（以下、艇という。）が初めて船舶に搭載された後、船上試験の一部として行う。

- (1) 試験は、海上公試時に、海面が静穏なときに行う。
- (2) 当該船舶は、原則として、最小航海状態でイーブンキールであること。
- (3) 当該船舶が 5 ノット以上の速度で前進中、進水装置により艇を降下、着水、かつ、離脱させる。その際、必要に応じ、もやい索を使用してもよい。艇は艀装品を満載した状態或いはそれと同等な状態とする。
- (4) (3)の試験の結果、艇が安全に進水し、艇体及び艀装品に損傷を生じていないことを確認する。

3 その他

- (1) 総トン数 2 万トン以上の貨物船にあって、救命艇が救助艇を兼用する場合には、兼用する艇のみの試験とすることができる。
- (2) 「5 ノット進水」試験が実施された船舶と同型船で、その船舶と同一或いは類似の位置に進水装置が設置されており、かつ、その船舶に搭載された艇と同一型式の艇を搭載する場合、本「5 ノット進水」試験を省略することができる。
